

研究所ニュース No.92

# りべらしおん

「りべらしおん」は、フランス語で「解放」という意味です。

発行：公益社団法人 福岡県人権研究所

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎4階 TEL 092-645-0388

FAX 092-645-0387 Mail:info@f-jinken.com URL:http://www.f-jinken.com/

特別寄稿

2018年12月22日

## 「世界人権宣言」70周年 反差別国際運動(IMADER)設立30周年」 記念シンポジウム「人権社会確立の展望」 コーディネーターを終えて

前理事長 森山 沾一（田川市石炭・歴史博物館長）

『治安維持法と共謀罪』（岩波新書 2017年）など積極的執筆活動をする内田博文会員を実行委員長に、小川洋知事も迎えた今回の集会。座りきれないほどの参加者で最後までほとんど減ることなく終了しました。

この集会の経過とシンポジストの熊本理抄さん、組坂繁之さん、友永健三さん、武者小路公秀さんの紹介はニュース「りべらしおん」91号や「解放新聞（2018年12月21日第2891号）」で紹介されています。



ここでは、コーディネーターとしてシンポジウム「人権社会確立の展望」の討議内容、意義、課題について書きます。

今回の集会・シンポジウムの意義は次の4点があったと思います。

第一は、「心がまえ・守るの人権」から、「新たな人権推進」への視座（平和宣言ではなくなぜ人権宣言なのか、積極的平和主義を思想的に撃つ、など）と事実（松本精神・世界水平から上杉魂・IMADAR 設立・国際人権、沖縄との連帯など）が提案・討議されたことです。

第二は、組坂繁之さんによる（機関誌『リベラシオン』（172号）会場配布資料）上杉佐一郎元部落解放同盟中央本部執行委員長（2019年に生誕100周年となる）の軌跡に加え、戦中・戦後の解放運動のエピソードも会場の皆さんは知ることができました。松本治一郎先生がめざした「水平社運動を世界の水平運動へ」の願いを受け継いだ上杉元委員長によって「反差別国際運動」が設立されて30年となる節目が検証された討議でした。

第三は、熊本さんが引用した、黒人解放の視点は「黒人であることを忘れる、同時に黒人であることにこだわる」は人権が静止していることではなく、動的なこと、弁証法的なことの指摘だと思います。私はそれを西田幾多郎哲学の「絶対矛盾的自己同一」と、発言しました。「部落民という違う事実」と「同じ人間ただの人」（運動家・井元麟之や哲学者・滝沢克己の言葉）にこだわってきた私としては、「部落民とは何か」



をもう少し深めたかったところでした。



第四に、沖縄問題がシンポジウムで指摘されたことです。終了後の食事交流会でも3時間余りいろいろと話すことができました。武者小路公秀さんは80歳を過ぎてなお若い精神を維持し続けています。福岡出身の博愛者、杉山茂丸・夢野久作・杉山龍丸氏の話なども議論になりました。

この集会・シンポジウムは録音されており、ぜひ、機関誌『リベラシオン』やブックレットに出来たら良いと思っています。

さらに、武者小路さんも言われた、全国水平社宣言の「世界記憶遺産」登録申請の課題もあります。奈良水平社博物館の申請がアジア・太平洋ブロックで登録されました。水平社の新資料も出版されています。水平社関係資料、できれば松本治一郎の『部落解放への三十年』(原本あり)などを含めて世界記憶遺産にしたいものです。

< 報告 >

2019年2月10日(日) / 福岡県教育会館

故・松尾祐作先生の思い出を語るつどい



2018年2月7日、本研究所前所長であり多方面で活躍されていた松尾祐作先生が急逝されて1年が経ちました。本研究所新谷恭明理事長、森山浩一前理事長、落石俊則さん、辻傑さん、中村元気さんの5名が呼びかけ人となり「故・松尾祐作先生の思い出を語るつどい」が2019年2月10日(日)福岡県教育会館で開かれました。

松尾祐作先生の存在はあまりにも大きく、また、そのほほえみは優しく身近に感じられました。当日は、約30名の方が参加しました。開会あいさつ、代表者あいさつ、献杯、DVDの上映と続きました。そして、松尾先生との出会いや思い出を語り合いました。等身大の松尾先生の写真なども印象的でした。

< 調査・研究、部会活動へ参加しませんか >

本研究所では、史資料収集・整理を行う特別プロジェクト「松本治一郎・井元麟之研究会」の他、部落史研究部会、教育部会、ジェンダー部会、外国人問題部会、啓発部会、海外人権スタディツアー企画部会があります。今回は、特別プロジェクト「松本治一郎・井元麟之研究会」について紹介します。どの研究会・部会も研究所ホームページで案内しています。参加自由です。

松本治一郎・井元麟之研究会

理事：塚本博和

2011年1月14日に発足した公益社団法人福岡県人権研究所(以下、本研究所)特別プロジェクト「松本治一郎・井元麟之研究会(以下、研究会)」は、名前のとおり松本治一郎と井元麟之を研究課題としています。

井元麟之は、本研究所の前身である福岡部落史研究会(1974年9月28日発会)に副会長として寄与し、機関誌『部落解放史・ふくおか』に亡くなるまで多くの論考を提起

しています。井元麟之資料としては、全国水平社時代(書記局長)の資料(約1440点)があります。この資料は、多くの研究に使用されています。その成果が、本研究所ブックレット菜の花18『冬来たりなば 春遠からじー全九州水平社を担った人々』(2014年)や機関誌『リベラシオン』(161号)「井元麟之資料目録」などとして発行しました。多くの方たちに読んでほしいと思います。

松本治一郎資料については、

①1925年の全国水平社第4回大会で中央委員会議長に選出され、その後1942年の解

散届を拒否し法的に消滅するまでその任についていました。戦後1946年全国部落代表者会議発起人会を結成し、部落解放全国委員会(1955年、部落解放同盟と改称)結成とともに中央委員長に就任し亡くなるまでの活動。

②戦前・戦後の帝国議会衆議院議員。特に戦後国会で参議院議員として約30年(一時期公職追放あり)を部落解放の視点で取り組んだこと。

③国際的な人権活動にも積極的に取り組んだこと。の3点を柱にして整理と研究を行っています。松本治一郎についての資料は、1万点以上に上ります。

また、松本治一郎の人物像を紹介した書籍もあります。西日本文物誌16 福岡県人権研究所著『松本治一郎』(2003年西日本新聞社)、高山文彦著『水平記 松本治一郎と部落解放運動の100年』(2005年新潮社)、イアン・ニアリー著『部落問題と近現代日本 松本治一郎の生涯』(2016年明石書店 訳平野裕二/監訳公益社団法人福岡県人権研究所プロジェクト、森山浩一)などがあります。

研究会は、原則第3水曜日18:30開会(2時間程度)、本研究所で開催しています。毎回、6~7人ぐらいで取り組んでいます。

2018年度は、部落解放同盟中央本部編著<全国水平社創立50周年記念出版>『解放の父 松本治一郎』(1972年部落解放中央出版局)の「第二章 松本治一郎演説集」とおして、特に国会議員として30年余りを不屈の精神力で国家に挑んだことを研究対象としました。

2019年度は松本治一郎資料の「書簡」を中心に研究を進める予定です。どなたでも参加できます。無料です。参加される場合は、ご一報ください。

< お知らせ >

2019年度定時会員総会・総会后記念講演

日時:2019年5月26日(日)13:00開会  
場所:クローバープラザ7階  
ヒューマン・アルカディア(視聴覚室)  
〒816-0804 春日市原町3丁目1-7  
\*総会后記念講演についての詳細は次号で。

< 受託事業の紹介 >

本研究所では、調査・研究、フィールドワーク、講師派遣、などの受託事業を行っています。今回は、NPO法人ひた人権研究センター古文書学習会に講師派遣した竹森健二郎さん(会員)に投稿してもらいました。

毛利家文書解読会 (会員:竹森 健二郎)

2018年度NPO法人ひた人権研究センターから毛利家文書解読会の委託事業を受託しました。毛利家文書は、大分県日田市高瀬にある毛利家の旧蔵文書です。毛利家は、明治14年の復権同盟結合規則の発起人の一人である毛利源兵衛(天保13[1842]~明治41[1908]年)の家にあたり、近世期から手広く皮革業に従事していました。



毛利家文書は、研究所の前身である福

岡部落史研究会が1970年後半に史料調査を行い、その後史料整理を行ったものです。目録の点数は364点ですが、葉書などは一括して数えていますので、実数はこのほぼ1.5倍程度というところでしょうか。内容は、基本的に家の文書を中心に、皮の商い関係、所有している田畑・山林関係、土地の売り渡し証、私信や村政に関わる文書などを含んでおり、時代は近代が中心です。

今回の解読会は、昨年8月からほぼ月1回のペースで行われ、講師は竹森健二郎(会員)が務めました。会場は、日田市北友田の地区集会所。NPO法人ひた人権研究セン

ターの会員の方々が常時 15 名前後参加して学習を深めていきました。解説会のテキストは毛利家文書ですが、会員の多くはいわゆる古文書にほとんど接したことがない方が多い中でスタートでした。そのため、最初は比較的楷書の文字に近い文書を選び、まずは、高瀬村今市組の「規約(明治 27〔1894〕年)」から読みはじめていきました。慣れない文字に四苦八苦しながら読み終え、二通目は牛馬皮の「送り状」でした。送り主は、熊本県小国戸角から毛利長次郎、宛先は毛利源兵衛。長次郎は源兵衛の息子ですから、皮の買いつけに熊本県小国まで長次郎が出向き、その結果を源兵衛に報告したものとされます。たった一枚の書状ですが、こ

れからだけでも毛利家の皮革商いの範囲の広さが窺われます。竹森からは「文書を毎日眺めるだけでも、目が文字になれていきますから、それが上達の一番の早道です」と助言を行いました。

本年 3 月まで 5 回の解説会を終えましたが、もちろん、毛利家文書の全体像を把握するにはほど遠く、これから、どのような形で解説会を進めていくのかが今後の課題です。

なお、NPO 法人ひた人権研究センターでは、フェイスブックで活動の様子を発信していますので、一度みてください。

<https://ja-jp.facebook.com/hitajinkenkenkyu/>

## 事／務／局／日／誌／か／ら (2019.1.4~2019.2.28)

1 月

- 4 金 仕事始め
- 8 火 第 28 回事務局会
- 12 土 第 9 回部落史研究部会兼史・資料プロジェクト(古賀市)
- 14 月 (成人の日) 九州地区部落解放史研究連絡会(熊本市)
- 15 火 第 29 回事務局会
- 16 水 第 99 回松本・井元研究会
- 19 土 第 8 回啓発部会 (福智町)
- 21 月 第 3 回部会長会
- 22 火 第 30 回事務局会
- 25 金 防火訓練
- 29 火 第 31 回事務局会

2 月

- 3 日 第 5 回執行理事会
- 9 土 第 10 回部落史研究部会兼史・資料プロジェクト(古賀市)
- 12 火 第 32 回事務局会
- 15 金 佐賀県鹿島市フィールドワーク来局(福岡市)
- 19 火 第 33 回事務局会
- 20 水 第 100 回松本・井元研究会
- 23 土 第 10 回教育部会 (春日市)
- 25 月 熊本県高森町人権・同和問題研修来局 (福岡市)
- 26 火 第 34 回事務局会

住民意識調査等の受託事業に関する事務、研究・研修や教育・啓発に関する相談業務、研修会の企画・運営、講師依頼への対応、補助金申請や事業報告、公益法人関係事務、関係機関・団体等との連携・調整事務等については一部省略しています。

### 2019.2.21 (木) 「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」制定!

2019 年 2 月 21 日、定例県議会で「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」が可決されました。2016 年 12 月に公布・施行された「部落差別解消推進法」から 2 年余。法の実質化と条例制定の意義について、いっそうの論議・研究が求められています。別紙に全文を掲載します。

<必読書~第 2 刷ができました!!>

ブックレット菜の花 21 『部落差別解消推進法 よりよい活用のために』(内田博文著)

# 福岡県部落差別事象の発生の防止に関する 条例の全部を改正する条例の制定について (2019年2月21日)

## (提案理由)

現在もなお部落差別が存在すること及び情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）が制定されたことに鑑み、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現するため、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにするほか、必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 福岡県部落差別の解消の推進に関する条例

福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例（平成7年福岡県条例第37号）の全部を改正する。

### 目次

- 第1章 部落差別の解消の推進（第1条・第7条）
- 第2章 結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止（第8条・第13条）
- 第3章 雑則（第14条・第15条）
- 附則

## 第1章 部落差別の解消の推進

### (目的)

第1条 この条例は、現在もなお差別落書きや差別につながる土地の調査などの部落差別が存在すること及びインターネットの普及をはじめとした情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号。以下「法」という。）の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を

定め、県の責務を明らかにし、相談体制の充実、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止等について必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

### (県の責務)

第3条 県は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、国及び市町村との連携を図り、施策を講ずる責務を有する。

### (相談体制の充実)

第4条 県は、国との適切な役割分担を踏まえ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

### (教育及び啓発)

第5条 県は、国との適切な役割分担を踏まえ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

### (部落差別の実態に係る調査)

第6条 県は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、法第6条の規定による国が行う調査に協力するとともに、必要に応じ、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

(意見の聴取)

第7条 知事は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、必要に応じ、学識経験者等をもつて構成する協議会の意見を聴くものとする。

## 第2章 結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止

(趣旨)

第8条 県は、同和地区（歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。以下同じ。）に居住していること又は居住していたことを理由としてなされる結婚及び就職に際しての差別事象（以下「結婚及び就職に際しての部落差別事象」という。）の発生を防止することにより、部落差別の解消を推進するものとする。

(県の責務)

第9条 県は、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止し、部落差別の解消を推進するため、国及び市町村と協力して必要な教育及び啓発を行う責務を有する。

(県民及び事業者の責務)

第10条 県民及び事業者は、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止について、自ら啓発に努めるとともに、県が実施する施策に協力する責務を有する。

2 県民及び事業者は、結婚及び就職に際しての同和地区への居住に係る調査（以下「調査」という。）を行い、依頼し、又は受託する行為、調査に関する資料等を提供、教示又は流布する行為その他の結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生につながるおそれのある行為をしてはならない。

(指導及び助言)

第11条 知事は、県民及び事業者に対し、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止する上で必要な指導及び助言をすることができる。

(申出)

第12条 調査の対象とされた者又は当該調査の発生を知った者は、その旨を知事へ申し出ることができる。

(勧告等)

第13条 知事は、事業者が調査を行い、依頼し、又は受託したと認めるときは、当該事業者に対し、当該調査を中止すべき旨並びに結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 知事は、前項の勧告を行うに当たり必要な限度において、事業者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、事業者が第一項の規定による勧告に従わないとき又は前項の規定により必要な資料の提出若しくは説明を求めた場合においてこれを拒否したときは、その旨を公表することができる。

4 知事は、前項の公表をしようとするときは、あらかじめ、当該事業者に対しその旨を通知し、当該事業者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

## 第3章 雑則

(解釈及び運用)

第14条 この条例は、基本的人権の尊重の精神に基づいて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。

(規則への委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則、

この条例は、公布の日から施行する。